

ストレスチェック対応でお困りの
総務担当者様へ



2028年(令和10年)4月1日施行

ストレスチェック義務化 対応サポートのご案内

以下のようなご心配やご不安を抱えておられるご担当者様
ご安心ください!! JAICO東北支部がご支援致します!!



- ストレスチェックとは何をする制度なのか分からない
- 自社では何を準備すればよいのか分からない
- 総務担当者が一人しかいないため、通常業務の滞りが心配
- 専門知識を持つ担当者がいない

1. 初めに: ストレスチェックとは何をするものなのか

ストレスチェックとは、従業員の皆さまに質問票へ回答していただき、

- ① 仕事や職場環境によるストレスの状態を把握する
- ② 従業員自身の気づきを促す(メンタルヘルス不調者を探し出すことはありません)
- ③ 職場環境改善につなげる

ための制度です。2028年4月からは50人未満事業場も実施義務の対象となります。

従業員一人ひとりの結果は本人へ通知され、本人の同意なく事業者へ提供されることはありません。



総務部員・課員の少ない企業様のご担当者様のご負担について

実質、総務ご担当者様1名の企業様は少なくなく、また、複数名いらしたとしても、これまでの業務をシェアしながら最低人数でのご対応をされているところがほとんどです。

そこに、ストレスチェック義務化の法改正が加わったからといって、年に1回の法対応のために、人員を増やすことは困難です。

よって、当協会ではこれまでのタスクをお持ちのご担当者様に、ストレスチェックでさらにタスクが上載せになり、通常業務が滞るということがないように、ご支援して参りたいと考えます。

些細なことでも気になることはご相談ください。
必要なところのみを当協会にてサポートします。



2. ストレスチェックに関するよくある誤解

誤解① 「ストレスチェックは従業員心の病を見つける制度である」

➡ ストレスチェックは診断を行う制度ではありません。従業員が自分のストレス状態を知り、不調を未然に防ぐための制度です。

誤解② 「会社が結果を確認する制度である」

➡ 個人結果は本人に通知されるもので、本人の同意なく会社が結果を見ることはできません。

誤解③ 「産業医がいないと何もできない」

➡ 事業場の状況に応じて必要な体制を整備することで実施可能です。不足する部分は外部専門家の支援を活用できます。



ストレスチェック義務化への対応は、決してご担当者様だけで抱え込む必要はありません。

総務担当者1人でも法令対応可能にするために当協会のサポートがございます！

当協会は、制度の説明から実施、運用まで、中小企業の皆様の実情に寄り添いながらサポートいたします。「何から始めればよいかわからない」そんな段階からお気軽にご相談ください。

お問合せはこちらまで



JAICO® 一般社団法人 日本産業カウンセラー 東北支部

〒980-0004 仙台市青葉区本町2-6-15 チコウビル503号 TEL 022-715-8114

<https://tohoku.counselor.or.jp/>

toh-office@counselor.or.jp